

「海外職場体験事業」業務委託 審査要領

平成24年7月20制定
(令和5年6月13日一部改正)
琉球大学グローバル教育支援機構
キャリア教育支援部門長決裁

1 目的

この要領は、琉球大学グローバル教育支援機構キャリア教育支援部門（以下「キャリア教育センター」という。）の海外職場体験事業の受託業者を決定するため、審査に関する必要な事項を定めるものである。

2 審査会

- (1) キャリア教育センター内に審査会を設置し、審査する。
- (2) 審査会の構成は、キャリア教育センター長、キャリア教育センター長の指名する者4名以上（キャリア教育支援部門会議委員、学生支援課職員等）とする。
- (3) 審査会の審査委員長は、キャリア教育センター長をもって充てる。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加業者から提案された企画の内容について原則として書面により行う。
- (2) 審査は、4の「審査項目と審査基準」により企画提案1件ごとに行い、各審査項目とも次の5段階（ただし、特に重要な項目については10段階）で評価する。

- 5 優れている
- 4 やや優れている
- 3 普通
- 2 やや劣っている
- 1 劣っている

- (3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数の高い業者から順位付けし、1位を採択する。

4 審査項目及び審査基準

審査項目（各5点）	審査基準
企画コンセプト	事業目的を理解しているか。
実施場所	実施場所が事業目的に相応しい提案になっているか。
現地学生との交流	現地学生との交流が、事業目的に相応しい提案になっているか。

職場体験の内容 (この項目は10点)	職場体験の内容が、事業目的に相応しい提案になっているか。
現地で活躍している日本人との懇談	現地で活躍している「人」及び「懇談内容」が、事業目的に相応しい提案となっているか。
随行者対応	随行者の対応内容が、学生を支援する提案になっているか。
見積金額	妥当であるか。
これまでの実績、琉大での類似案件	実績があり信頼できるか。

5 審査会の事務

審査会の事務は、学生部学生支援課就職係において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会で決定する。

附 則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

附 則 (平成26年4月21日)

この要領は、平成26年4月21日から施行する。

附 則 (平成28年5月12日)

この要領は、平成28年5月12日から施行する。

附 則 (平成29年4月13日)

この要領は、平成29年4月13日から施行する。

附 則 (令和元年8月8日)

この要領は、令和元年8月8日から施行する。

附 則 (令和4年7月12日)

この要領は、令和4年7月12日から施行する。

附 則 (令和5年6月13日)

この要領は、令和5年6月13日から施行する。